

## カウンセリングセンターの利用について



### 相談したいときは

- 最寄のカウンセリングセンターに直接来室するか、電話でご予約ください（※センターの場所や連絡先は裏面です）。予約制ですが、空いていれば当日中に相談に応じます。
- 費用は一切かかりません。
- 相談に来たことや相談内容が他にもれることはありません。
- 月に一度専門医も相談に応じています。
- ご家族からの相談も受けています。



### 相談以外の利用について

- イベント：月に1回程、物づくりやアロマテラピーなど、季節にちなんだ様々なイベントを開催しています。日程や参加方法は、KGUポータルやポスターなどでお知らせします。
- 心理テスト：性格テストなどの心理テストを体験できます。自分のことを振り返り、自分を再発見してみませんか？
- 金沢八景キャンパスには、「ほっとスペース」が併設されています。昼食を食べたり、休憩時間に一人でゆっくり過ごせる静かな場所です。相談がない方も利用できるので、気軽にご利用ください。

## 横浜・金沢八景キャンパス

### フォーサイト 21 B1F

〒236-8501  
 横浜市金沢区六浦東 1-50-1  
 国際文化学部 社会学部  
 経済学部 理工学部  
 建築・環境学部

☎ 045-786-7014



### エテルニテ 1F

〒236-8503  
 横浜市金沢区六浦東 1-50-1  
 人間共生学部（共生デザイン学科）  
 栄養学部 教育学部  
 看護学部

☎ 045-786-9863



## 横浜・関内キャンパス

### 4F

〒231-8328  
 横浜市中区万代町 1-1-1  
 経営学部 法学部  
 人間共生学部（コミュニケーション学科）

☎ 045-232-4093



発達障がい



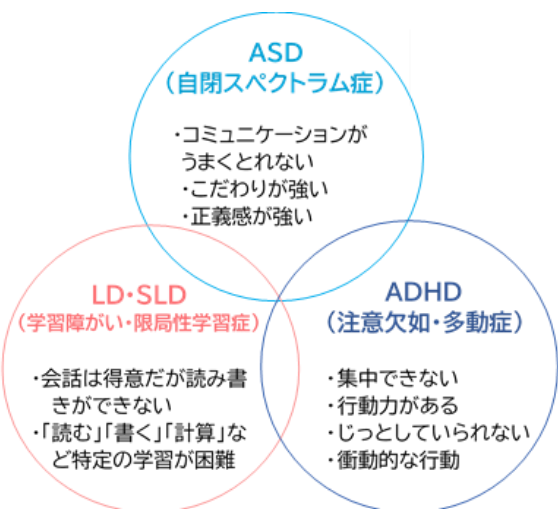
関東学院大学 カウンセリングセンター

開室時間

月曜日～金曜日 9時～17時

発達障がいとは、発達のアンバランスさによって、脳内の情報処理や制御に偏りが生じ、日常生活に困難をきたしている状態のことです。

発達障がいは次のように分類されます。図のようにそれぞれが重なって現れることもありますし、程度や年齢、生活環境などによっても違ってきます。



その他、体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども発達障がいに含まれます。

こうした特性により、得意なことと苦手なことが極端に現れる傾向があります。得意なことを伸ばしていけばご本人の長所となりますが、苦手なことについては対処や工夫が必要になります。苦手な特性は見た目では分かりにくいので、周囲はつい「本人の努力が足りない」と思ってしまいがちです。しかし、努力をしてもなかなか改善が難しいことがあります。

## 大学生活での困りごと

大学では自主的に考えて決めていくことが増えます。学生生活を送る中で困ることがあっても、原因は自分の性格のせいだと考えてしまい、一人で頑張りすぎてしまうこともあります。発達障がいのある学生さんからよく聞く悩みをまとめました。



### 授業

- ・講義を聞きながら、ノートを取ることができない
- ・手書きで文字を書くのがとても遅く、時間内に回答できない
- ・教員の指示を聞き逃すことが多い
- ・提出物を忘れて、期限内に課題を仕上げることができない
- ・ざわざわした教室にすることが耐えられない
- ・グループワークへの参加が苦手だ

### 学生生活

- ・大学の予定が把握しきれず混乱する
- ・気を付けているつもりなのに約束に遅刻してしまう
- ・何を優先して行くべきか判断することが難しい
- ・突然予定が変更になると困惑する

### 対人関係

- ・適度な距離で人と付き合うことができない
- ・友達と雑談することが苦手だ
- ・他の人が考えていることを想像しづらい

気になることがある場合には、カウンセリングセンターにご相談ください。

## 大学で受けられるサポート

障がいのある学生は「障害者差別解消法」という法律により、修学上の困難に対して「合理的配慮」の提供を受けることができます。「合理的配慮」とは、障がいによる社会的障壁をできる限り取り除き、教育を受ける権利を保障するため、大学がさまざまな環境調整を行うことです。

発達障がいや他の障がいと診断された学生から大学に支援の申し出\*があった場合、困り事を具体的に聴き取り、学部と担当教員、関係部署が調整の上、実現可能な範囲で支援や配慮を実施します。ただし、授業の実施方法は科目ごとに異なるため、配慮の内容も授業によって異なる場合があります。困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

### 発達障がい学生への合理的配慮の例

- ・講義内容の録音許可
- ・耳栓やノイズキャンセリングイヤホンの使用許可
- ・板書や授業スライドの撮影許可
- ・座席指定の授業における座席位置の配慮
- ・授業資料（ハンドアウト）等の提供
- ・教員による指示伝達方法の明確化・具体化
- ・グループワーク時における発言ルール等の明確化

…その他、障がい学生との個別の話合いによってさまざまな配慮を実施しています。

\* 大学に合理的配慮を申請する際は、原則として医療機関等の発行した診断書（原本）もしくは障害者手帳（コピー）の提出が必要です。障がいと診断されたことがなくても、障がいの可能性があり、配慮を希望する学生さんには、医療機関のご紹介が可能です。

<参考資料・文献>

「大学生の発達障害」佐々木正美・梅永雄二監修